

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月13日
【会社名】	ルネサスエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	Renesas Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 呉 文精
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【電話番号】	03(6773)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 橋口 幸武
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【電話番号】	03(6773)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 橋口 幸武
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

2018年度新株予約権第3号	331,336,700円
2018年度新株予約権第4号	0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2018年度新株予約権第3号	331,640,400円
2018年度新株予約権第4号	237,500円

(注)

1. 本募集は、平成30年6月27日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行されることから、2018年度新株予約権第3号については、331,336,700円とし、2018年度新株予約権第4号については、金銭による払込みを要しないため、0円とします。また、2018年度新株予約権第3号に係る募集金額並びに2018年度新株予約権第3号及び2018年度新株予約権第4号に係る発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成30年6月27日提出の有価証券届出書提出時の見込額(平成30年6月26日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。
3. 新株予約権の行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月27日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2018年度新株予約権第3号の発行価格及び対象者並びに2018年度新株予約権第3号及び2018年度新株予約権第4号の行使の条件に誤記がありましたので、これを訂正するため、また当該有価証券届出書の添付書類である取締役会議事録に誤記がありましたので、当該添付書類の一部を訂正し差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(2018年度新株予約権第3号)

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行新株予約権証券(2018年度新株予約権第4号)

(2) 新株予約権の内容等

3 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

(添付書類の差替え)

取締役会議事録

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(2018年度新株予約権第3号)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

(略)	(略)
発行価格	<p>発行価格は、二項モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とします。 但し、二項モデルによる算定方法は以下の通りです。</p> <p>割当日から権利行使終了日までの期間Tを間隔Δtで等分割したとき、時点(i,j)におけるオプション価値$C_{i,j}$は、株価変動性σ、無リスクの利子率r、配当利回りqを用いて、</p> $C_{i,j} = e^{-rt} (pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j}) \quad \dots (1)$ $p = \frac{e^{(r-q)\Delta t} - d}{u - d}$ $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}}$ $d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>と表すことができる。</p> <p>また、権利行使終了日時におけるオプション価値は、株価S、行使価格Xを用いて、</p> $C_{N,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, 0) \quad j=0,1,2,\dots,N$ <p>となる。ここで、$N = \frac{T}{\Delta t}$である。この権利行使終了日時におけるオプション価値$C_{N,j}$を(1)式を用いて、$i=N$から$i=0$までを逐次的に解くと、割当日時$(0,0)$におけるオプション価値$C_{0,0}$が得られ、これが1株当たりのオプション価値となる。</p> <p>さらに、期中の行使が可能である期間には、(1)式の代わりに次式を用いることで、早期行使を考慮して1株当たりのオプション価値を求めることができる。</p> $C_{i,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{i-j} - X, e^{-rt} (pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j})) \quad \dots (2)$ <p>本件においては、割当日から権利確定日までの期間τについては、(1)式、権利行使開始日から権利行使終了日までの期間$(T-\tau)$については、(2)式を用いて1株あたりのオプション価値$C_{0,0}$を算出した。</p> <p>1株当たりのオプション価格$(C_{0,0})$ オプションの発行日の株価(S)：平成30年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段) オプションの行使価格(X)：1円 割当日から権利確定日までの期間()：3年 割当日から権利行使終了日までのオプション期間(T)：5年 株価変動性()：オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率 無リスクの利子率(r)：残存期間がオプション期間に対応する国債の割当日における利回り 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(平成29年12月期の配当実績)÷オプションの発行日の株価</p> <p>(注) 平成30年7月31日に決定する予定です。</p>
(略)	(略)

(注略)

(訂正後)

(略)	(略)
発行価格	<p>発行価格は、二項モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とします。 但し、二項モデルによる算定方法は以下の通りです。</p> <p>割当日から権利行使終了日までの期間Tを間隔Δtで等分割したとき、時点(i,j)におけるオプション価値$C_{i,j}$は、株価変動性σ、無リスクの利子率r、配当利回りqを用いて、</p> $C_{i,j} = e^{-rdt}(pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j}) \quad \dots (1)$ $p = \frac{e^{(r-q)\Delta t} - d}{u - d}$ $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}}$ $d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>と表すことができる。</p> <p>また、権利行使終了日時点におけるオプション価値は、株価S、行使価格Xを用いて、</p> $C_{N,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, 0) \quad j=0,1,2,\dots,N$ <p>となる。ここで、$N = \frac{T}{\Delta t}$ である。この権利行使終了日時点のオプション価値$C_{N,j}$を(1)式を用いて、$i=N$から$i=0$までを逐次的に解くと、割当日時$(0,0)$におけるオプション価値$C_{0,0}$が得られ、これが1株当たりのオプション価値となる。</p> <p>さらに、期中の行使が可能である期間には、(1)式の代わりに次式を用いることで、早期行使を考慮して1株当たりのオプション価値を求めることができる。</p> $C_{i,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{i-j} - X, e^{-rdt}(pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j})) \quad \dots (2)$ <p>本件においては、割当日から権利確定日までの期間τについては、(1)式、権利行使開始日から権利行使終了日までの期間$(T-\tau)$については、(2)式を用いて1株あたりのオプション価値$C_{0,0}$を算出した。</p> <p>1株当たりのオプション価格($C_{0,0}$)</p> <p>オプションの発行日の株価(S): 平成30年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)</p> <p>オプションの行使価格(X): 1円</p> <p>割当日から権利確定日までの期間(): 2.7年</p> <p>割当日から権利行使終了日までのオプション期間(T): 5年</p> <p>株価変動性(): オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率</p> <p>無リスクの利子率(r): 残存期間がオプション期間に対応する国債の割当日における利回り</p> <p>配当利回り(q): 1株当たりの配当金(平成29年12月期の配当実績)÷オプションの発行日の株価</p> <p>(注) 平成30年7月31日に決定する予定です。</p>
(略)	(略)

(注略)

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(略)	(略)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下、「権利行使資格」という。)にあることを要する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
(略)	(略)

(注略)

(訂正後)

(略)	(略)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2019年4月2日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下、「権利行使資格」という。)にあることを要する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
(略)	(略)

(注略)

2 【新規発行新株予約権証券(2018年度新株予約権第4号)】

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(略)	(略)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下、「権利行使資格」という。)にあることを要する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
(略)	(略)

(注略)

(訂正後)

(略)	(略)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2019年4月2日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下、「権利行使資格」という。)にあることを要する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(但し、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
(略)	(略)

(注略)

3 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本新株予約権の募集は、当社及び当社の子会社の従業員の、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、ひいては当社グループの企業価値を向上させることを目的として行うものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、当社は本新株予約権の割当対象者に対して本新株予約権の払込金額に相当する金銭債権を支給し、当該金銭債権と本新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することにより本新株予約権の払込金額の払込みがなされるため、発行時には金銭の払込みは行われません。また、本新株予約権の行使による払込みは各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。本新株予約権の行使に際してなされる払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途、金額及び支出予定時期については、行使に伴う払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

(訂正後)

本新株予約権の募集は、当社の子会社の取締役並びに当社及び当社の子会社の従業員の、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、ひいては当社グループの企業価値を向上させることを目的として行うものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、当社は本新株予約権の割当対象者に対して本新株予約権の払込金額に相当する金銭債権を支給し、当該金銭債権と本新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することにより本新株予約権の払込金額の払込みがなされるため、発行時には金銭の払込みは行われません。また、本新株予約権の行使による払込みは各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。本新株予約権の行使に際してなされる払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途、金額及び支出予定時期については、行使に伴う払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

添付書類 取締役会議事録

第2号議案

(訂正前)

(1) 別紙1-2記載の当社子会社の従業員(以下、本議案において「2018年第4号対象者」という。)に対して、当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主と共有することにより、従来以上に株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、会社法第236条、第238条および第240条に従って、別紙3-1新株予約権発行要項記載の内容の新株予約権(以下「2018年新株予約権第4号」という。)を引き受ける者の募集をすること。

(訂正後)

(1) 別紙1-2記載の当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)及び従業員(以下、本議案において「2018年第4号対象者」という。)に対して、当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主と共有することにより、従来以上に株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、会社法第236条、第238条および第240条に従って、別紙3-1新株予約権発行要項記載の内容の新株予約権(以下「2018年新株予約権第4号」という。)を引き受ける者の募集をすること。

別紙2 - 1 2018年新株予約権第3号発行要項

11. その他の新株予約権の行使の条件

(訂正前)

- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。

(訂正後)

- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2019年4月2日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。

別紙2 - 1 2018年新株予約権第3号発行要項

12. 新株予約権の払込金額又はその算定方法

(訂正前)

割当日から権利確定日までの期間() : 3年

(訂正後)

割当日から権利確定日までの期間() : 2.7年

別紙3 - 1 2018年新株予約権第4号発行要項

11. その他の新株予約権の行使の条件

(訂正前)

- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。

(訂正後)

- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2019年4月2日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。